

議案第 9 5 号

狭山市立第四児童館の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立第四児童館

2 指定管理者として指定するもの

東京都豊島区池袋 3 丁目 1 番 2 号光文社ビル 6 F

企業組合労協センター事業団

代表理事 永 戸 祐 三

3 指定の期間

平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市立第四児童館の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。